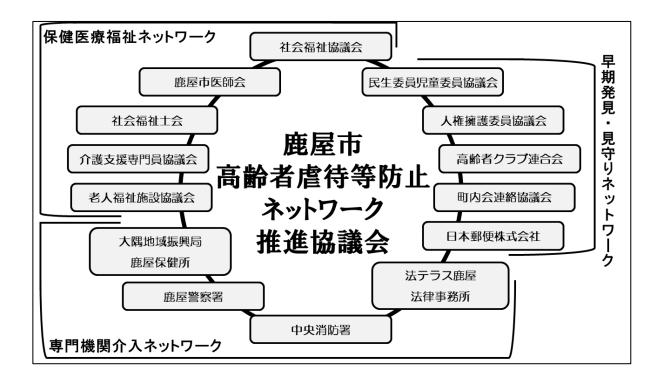
高齢者虐待等防止ネットワーク構築の推進について

鹿屋市では、高齢者虐待等防止ネットワークの構築を推進するために「鹿屋市 高齢者虐待等防止ネットワーク推進協議会」を設置しています。

本協議会は、高齢者虐待等の防止のために、関係機関との連携協力体制を整備することを目的としています。

ネットワークは保健福祉関係者・公的団体関係者・各種団体関係者により構成されており、「鹿屋市」と「地域包括支援センター」が核となり、地域の実情に応じた三つのネットワークを構築することで、虐待のおそれのある高齢者や養護者に対する多面的な支援を行います。



○早期発見・見守りネットワーク

- ・虐待の予防・未然防止や早期発見を行い、虐待事例等についてはその解決に 向けて見守り、支えていく機能をもつ。
- ・地域に根付いた活動を行っており、高齢者に身近な存在である団体で構成
- ⇒地域の"気になる高齢者"のピックアップと地域包括支援センターへの初期 相談。

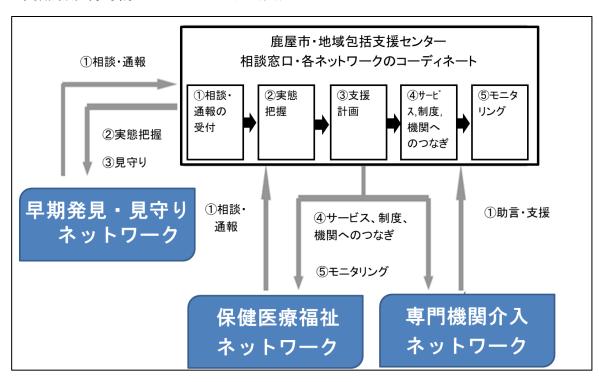
〇保健医療福祉ネットワーク

- ・日常的に高齢者の医療・福祉に関わっている職種・団体で構成されている。 (介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、医療機関、保健センター等)
- ・現に発生している高齢者虐待事例にどのように対応するかをチームとして 検討し、サービス、制度、機関へのつなぎをし、具体的な支援を行っていく 機能をもつ。
- ・日常的に高齢者や養護者・家族等と接する機会が多いため、虐待の疑いや危 険性が疑われる場合の早期発見の機能をもつ。
- ⇒介護保険サービス利用における支援と、入院・入所に際しての協力等を行い、 保健医療福祉ネットワークに特化した形ではなく、日常業務における連携 を通して当ネットワークとしての機能を担っているケースが多い。

○専門機関介入ネットワーク

- ・保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた場合、専門的な対応を行う機能をもつ。
- ・警察・消防、法律関係者などの専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機 関等で構成。
- ⇒危機介入レベルへの対応、地域ケア会議への参加や困難事例への対応・助言等。

〇高齢者虐待等防止ネットワーク(図)



〇ネットワーク活用事例

